

甲 49 の 2 (甲 49 の 1 の和訳) 文責：弁護士戸田善恭

87 頁

(調査対象とされた 137 カ国中) 8 カ国では、治療目的 (健康上の目的) または医学的・優生学的な理由を除き、不妊手術を明示的または解釈により禁じている。しかし、その数は 1985 年の 28 カ国から減少している。

89 頁

治療上、優生学上、医学上、または健康上の理由でのみ許可されている国：グアテマラ、キルギス共和国、ルワンダ、スーダン、日本、ミャンマー、サウジアラビア、ベネズエラ

90 頁

8 カ国では、治療上の理由 (すなわち、健康に有益な理由)、あるいは医学的、優生学的な理由以外の不妊手術を、法律が明示的に、あるいは解釈によって禁じている。一方、1985 年には 28 カ国がこのカテゴリーに属していた。1985 年から 2001 年の間に、これら 28 カ国のうち 23 カ国で法律の位置づけが変わった：変更があった大半の国 (アルジェリア、バーレーン、ベルギー、チャド、エジプト、ギリシャ、イラン、ヨルダン、クウェート、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、オマーン、ソマリア、シリア、トーゴ、イエメン) は、不妊手術を明示的または相互的な方法で制限していた。

100 頁

日本

法的状況：医療健康目的のみ合法 (広く実施)

第三者同意：配偶者同意が必要

根拠：優生保護法及び改正法 (1948、1996)

ミャンマー

法的状況：医療健康目的のみ合法

第三者同意：委員会の同意が必要

根拠：刑法 (1963)

101 頁

グアテマラ

法的状況：医療健康目的のみ合法 (避妊目的の手術も一般に実施)

第三者同意：配偶者又は医師二名の同意が必要

根拠：倫理規定 (1991)

102 頁

ベネズエラ

法的状況：医療健康目的又は優生的理由のみ合法

第三者同意：配偶者同意が必要

根拠：医療倫理法（1971）法的拘束力を有するか不明

104 頁

キルギス共和国

法的状況：医療健康目的のみ合法（女性のみ）

第三者同意：不要

根拠：健康法（1992）

105 頁

サウジアラビア

法的状況：治療目的のみ合法

第三者同意：

根拠：イスラム法典

106 頁

ルワンダ

法的状況：医療健康目的のみ合法。子どもを 3 人有していることが必要。

第三者同意：配偶者同意が必要

根拠：母体の健康及び家族計画に関する命令（1986）

スーダン

法的状況：医療健康目的のみ合法

第三者同意：不要

根拠：不妊手術法（1998）、人口政策に関する法令（1990）